

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について（通達）

（平成20年11月27日岡生企第1077号警察本部長例規）

改正 平成23年3月岡務第176号 平成26年3月岡生環第120号、岡生企第235号
平成26年7月3日岡少第279号、岡 令和元年12月12日岡生企第812号、岡交企第
生企第642号 570号、岡指第538号、岡会第475号
令和5年7月11日岡刑企第265号 令和7年5月29日岡務第479号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおりインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に関する事務取扱要領を定め、平成20年12月1日から施行することにしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 インターネット異性紹介事業開始の届出の取扱い

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、法第7条第1項の規定による事業の開始の届出を受けた場合は、事業開始届出書（規則第1条第1項に規定する別記様式第1号）及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めたときは受理するものとする。この場合において、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安

全企画課長」という。) からインターネット異性紹介事業届出受理番号簿(様式第1号。以下「届出受理番号簿」という。) の受理番号の交付を受けるものとする。

- 2 署長は、法第8条各号に規定する欠格事由への該当の有無等必要な調査をするものとし、その結果、欠格事由に該当しないと認めたときは、事業開始届出書の写しをインターネット異性紹介事業開始届出上申(報告)書(様式第2号)に添えて速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告するとともに、当該事業開始届出書をインターネット異性紹介事業者台帳(以下「事業者台帳」という。)に編冊しておくものとする。

なお、欠格事項のいずれかに該当することが判明したときは、第6に定めるところにより適切に措置するものとする。

第3 インターネット異性紹介事業廃止の届出の取扱い

- 1 署長は、法第7条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止の届出を受けた場合は、事業廃止届出書(規則第2条第1項第1号に規定する別記様式第2号)の記載事項について、記載漏れの有無を確認し、支障がないと認めたときは受理するものとする。この場合において、生活安全企画課長から届出受理番号簿の受理番号の交付を受け、事業廃止届出書の写しをインターネット異性紹介事業に係る届出処理報告書(様式第3号。以下「処理報告書」という。)に添えて速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 2 署長は、事業廃止届出書及び当該届出に係る事業者台帳をインターネット異性紹介事業者削除簿に編冊するものとする。

第4 インターネット異性紹介事業変更の届出の取扱い

署長は、法第7条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業の変更の届出を受けた場合は、届出事項変更届出書(規則第2条第1項第2号に規定する別記様式第3号)及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めたときは受理するものとする。この場合において、生活安全企画課長から届出受理番号簿の受理番号の交付を受け、届出事項変更届出書の写しを処理報告書に添えて速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告するとともに、当該届出事項変更届出書を事業者台帳に編冊するものとする。

第5 警察庁等への報告等

- 1 生活安全企画課長は、署長から第2から第4までに定める届出に係る報告を受けたときは、規則第11条第1項に規定する事項を警察庁に報告しなければならない。
- 2 生活安全企画課長は、インターネット異性紹介事業者が法第17条第1項第2号に規定

する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき又は同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、行政処分事由該当事案等通報書（様式第4号）により規則第11条第2項に規定する事項を通報するものとする。

第6 行政処分の上申

署長は、法第13条、法第14条又は法第16条の規定による行政処分をする必要があると認めたときは、行政処分上申書（様式第5号）により速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

第7 文書の保存

文書の保存については、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
インターネット異性紹介事業届出受理番号簿	生活安全企画課	長期
インターネット異性紹介事業開始届出上申（報告）書	生活安全企画課	長期
インターネット異性紹介事業者台帳	警察署	長期
インターネット異性紹介事業に係る届出処理報告書	生活安全企画課	長期
インターネット異性紹介事業者削除簿	生活安全企画課及び警察署	5年
行政処分事由該当事案等通報書の写し	生活安全企画課	10年
行政処分上申書	生活安全企画課	長期